

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	漢語動詞「啓す」の成立過程：漢字「啓」字の意味の検討から
Author(s)	柚木, 靖史
Citation	国文学攷, 256 : 1 - 17
Issue Date	2024-06-30
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055637
Right	本誌に掲載された論文等の著作権は、著者に帰属します。
Relation	



漢語動詞「啓す」の成立過程

——漢字「啓」字の意味の検討から——

柚 木 靖 史

一 目的と方法

「啓す」という漢語動詞は、「啓」という漢字漢語を語幹とし、「申し上げる」という意味を表す。そして、「皇太子」と「三后」といった限られた皇族を動作・行為の対象に取るという特徴を有する。(以下、本稿では「動作・行為が向けられる対象」を「対象」と表記する。)対象を限定するという特徴は、天皇や院を対象とする漢語動詞「奏す」と共に、絶対敬語的性格を有する語として使われる。「奏す」の成立過程については、かつて拙稿の中で言及したことがある²。そこで、本稿では、「啓す」の成立過程について考察することにした。

さて、『源氏物語』などの平安時代の和文で使用される「啓す」が、どのような過程を経て成立したかということについては、まだ本格的に論じられていないようである。「啓す」の成立について考える

ためには、その語幹をなす「啓」という漢字漢語に注目する必要がある。そこで、本稿では、中国文献の動詞「啓」字との意味の比較を行い、さらに木簡資料や古文書、古記録などの日本成立の文献の動詞「啓」字の意味を検討する。さらに、中国文献の動詞「啓」字を、どのように読んだかという検証も必要なので、訓点資料も考察の対象に加える。

考察の進め方としては、まず、中国文献(『史記』『漢書』『文選』)の動詞「啓」字の意味について確認する。これらの中国文献を考察の対象とした理由は、日本最古の漢籍目録とされる『日本国見在書目録』にこれらの書名が掲載されているように、古くに日本に将来されていたことが知られているからである。また、『枕草子』や『源氏物語』にもこれらの書名が見え、遡って『万葉集』³にはすでに『文選』の影響が見られることも知られている。日本における漢語動詞「啓す」の成立過程を考えると、早い時期から、日本に取り入れ

られた中国文献を取り上げ、「啓」の中でも特に動詞を表す「啓」字（以下、動詞「啓」字と表記する）が中国において、どのような意味で使われたかということをまず確認しておく必要がある。

次に、中国文献の動詞「啓」字が、本邦においてどのように読まれたかということを確認する。中国文献の動詞「啓」字の全ての読みを確認することはできないが、少なくとも訓点資料で確認できる動詞「啓」字について、意味の違いによって「ケイス」、「マウス」のように読み分けられていたかどうかということについて確認する。

さらに、考察対象を日本の文献に用いられる動詞「啓」字に転じ、古代に成立した木簡や『日本書紀』における動詞「啓」字の意味について確認する。この作業により、動詞「啓」字の意味が、中国文献の意味に基づいているかどうかということについて確認する。なお、『古事記』については、動詞「啓」字の用例が見出せなかったため、本稿では取り上げていない。

また、中古以降、特に漢文表記資料において、動詞「啓」字の意味に変化が生じたかどうかを確かめるために、古記録や古文書の動詞「啓」字の意味について検討する。

最後に、『源氏物語』の漢語動詞「啓す」の意味を確認し、他の文献における動詞「啓」字の意味を踏まえて、『源氏物語』のような平安時代和文に用いられる漢語動詞「啓す」の働きについて述べる。

二 中国文献における動詞「啓」字の意味

ここでは、中国文献のうち『史記』『漢書』『文選』を取り上げ、動詞「啓」字の意味について確認する。なお、『史記』『漢書』『文選』の他にも、中国文献として『大慈恩寺三藏法師伝』や『白氏文集』などについても、訓点資料の例として、後に用例を挙げながら、動詞「啓」字の意味と読み方の関係性について考える。

二―一 『史記』の動詞「啓」字の意味

『史記』の動詞「啓」字の意味としては、「開く」が見出されるのみである⁴。

1 子罕言_レ利與_レ命與_レ仁。不_レ憤不_レ啓。(孔子世家17 史記七世家下 871頁5行目)

1は、孔子は、弟子が発憤しなければ、教導によって弟子の心を開かないという内容である。このように、『史記』の動詞「啓」字は、「開く」という意味で使用された例のみで、「申し上げる」の意味での使用例は見られなかった。ただし、「開く」という意味でも、ここでは「戸を開く」といった具体物を対象としておらず、「心」という抽象的事象を対象としている。

二―二 『漢書』の動詞「啓」字の意味

『漢書』の動詞「啓」字の意味も、「開く」という意味のみで、「申し上げる」という意味で用いた例は見られなかった。⁵

2 知見^ノ之所^ヲ 不^レ及、乞^コ以^テ啓^ヒ告^ヨ朕^ニ。(一) 文帝紀第四
56頁上段左9行目)

3 功^一臣^一侯^{タル}者、百^一有^一余^一邑。尊^ヒ王^{トシテ}子弟^ヲ、大^ニ啓^ク
九^ニ国^ヲ。(一) 諸侯王表第二 114頁下段右11行目)

2は、政治に至らぬ点があれば、文帝自らの考えを開くために告げ知らせよという内容である。ここでの「啓」の対象は文中に実際に示されないが、「考え」といった抽象的事象である。この点で、先に用例1に挙げた「啓」の意味と通じる。3は、功臣諸侯が百余国を立て、王の子弟を尊び、九国を開いたという内容である。ここでの「啓」の対象は、「九国」という具体物が示されており、「建国する」という意味であろう。具体物を対象に取るという点では、「戸を開く」の「開く」の意味に近い。「申し上げる」という意味の動詞「啓」字の対象が、言葉という抽象的事象であることを考えれば、抽象的事象を対象に取る「開く」という意味と、「申し上げる」という意味とは、関連性が存する。

二―三 『文選』の動詞「啓」字の意味

『文選』の動詞「啓」字には、「開く」と「申し上げる」という意味が見られる。⁶

(1) 「開く」という意味の動詞「啓」字

ここでは、「開く」という意味の動詞「啓」字について確認する。

4 仍^ニ増^シ屋^一而^レ衡^レ闕、臨^峻路^而啓^扉、徇^以離^宮別^寢、承^以崇^台館^一。(賦篇上 西都賦 35頁3行目)

5 天啓^其心、人慕^之謀。(賦篇上 西京賦 86頁2行目)

4は、宮室の扉が開いているという内容である。この「啓」は、「扉」という具体物を対象に取る。5は、天が心を開くという内容である。この「啓」は、「心」という抽象的事象を対象に取る。

なお、用例5の箇所は、『猿投神社蔵文選』では「天、其(ノ)心を啓^ヒて」(482行目)と、「ヒラク」として読んでいる。⁷

(2) 「申し上げる」という意味の動詞「啓」字

『文選』の動詞「啓」字には、「申し上げる」という意味が認められるが、全て「啓」という文章の一形式によって「申し上げる」という意味で、口頭で「申し上げる」という意味ではない。⁸なお、対

象は、「帝」と「皇太子」である。

ア 「帝」を対象とする動詞「啓」字

6 所啓上合、請付_レ外詳議。(文章篇 上 為宋公求加贈劉前軍

表 349頁10行目)

7 臣昉啓。奉_レ勅并賜_レ示_二七夕五韻_一。(文章篇 中 奉答勅示七

夕詩啓 67頁1行目)

8 臣彬啓。伏見_二詔書并鄭義泰宣勅_一、當_レ賜_二修_二理臣亡高祖、

晋故驃騎大將軍、建興忠貞公壺墳塋_一。(文章篇 中 為卞彬謝

修卞忠貞墓啓 71頁1行目)

6は、傅亮が安帝に対して送った文章で、動詞「啓」字の意味は、「申し上げる」である。文章の内容は、亡くなった前將軍劉穆之の功績を顕彰するように提案している。7は、任昉が梁の武帝に送った文章で、「申し上げる」という意味である。ここでの「啓」は、武帝から、自ら作った七夕の詩の添削を依頼された任昉が、その依頼に答えることを表している。8は、任昉が、彬に代わって、武帝に「申し上げる」という意味である。先祖の墓の修理を許可されたことに対する謝意を武帝に申し上げている。

イ 「皇太子」を対象とする動詞「啓」字

9 昉啓。近啓_二婦訴_一、庶_レ諒窮_レ款。(文章篇 中 上蕭太傅固辟

奪礼啓 74頁1行目)

用例9は、任昉が蕭太傅に「申し上げる」という意味である。昉が蕭太傅に対して、喪中に強制的に出仕させるといふ奪礼を断ることに許可を求めている。このとき、蕭太傅は宰相であるが、後に明の帝になるので、「皇太子」に相当すると考えることができる。このように、「文選」の動詞「啓」字は、「帝」や「皇太子」を対象とする。

さて、『漢書』『史記』『文選』の動詞「啓」字の例を見てみると、『漢書』『史記』のような歴史書には「申し上げる」という意味の動詞「啓」字は、見出しがない。『文選』の例にしても、「啓」という文章の形式により「申し上げる」のであり、口頭による行為ではない。したがって、「啓」は、伝達の行為としては限定的であるといえる。

さて、中国における「啓」については、鷲見氏の論考がある。鷲見氏は、六朝的な「啓」と唐的な「啓」について論じられ、「六朝時代の啓は、皇帝をも宛所とすることができ、公私問わず実質誰に対しても使用できる汎用の上申文書であった」とする。ここでの文選の「啓」は、「帝」にも「皇太子」にも使われているので、鷲見

氏の説に従えば、六朝的な「啓」ということになろう。

このように、中国文献における動詞「啓」字は、『文選』に「申し上げる」という意味で用いられているものの、歴史的な事件や具体的な政治状況などを記述する『史記』や『漢書』という歴史書においては、「申し上げる」という意味の動詞「啓」字は、ほとんど使用されていないことが確認できた。

三 訓点資料における動詞「啓」字の訓読

前節で検討した『史記』『漢書』『文選』の用例の対応箇所については、訓点資料でほとんど確認できなかったため、他の訓点資料に広く用例を求め、中国文献で用いられる動詞「啓」字が、日本において、どのように読まれたかということについて検討する。¹⁰

(1) 「ヒラク」として読んだ例

後に示す用例は、付訓状況により、「ヒラク」として読んだことが分かる例である。

- 1 法師對（ヘテ）曰（ハク）、「衆生惑ニ寝ス。慧（ニ）非（ス）ハ啓クコト莫シ。（卷7 130行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝）¹¹
- 2 業・運將ニ啓ケムト「（世）將（ス）」（卷8 14行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝）

用例1は他動詞の「啓く」（四段活用）で、用例2は、自動詞の「啓く」（下二段活用）である。なお、訓点資料において、「開く」という意味での動詞「啓」字は全て「ヒラク」として読まれ、漢語動詞「ケイス」としては読まれていない。

(2) 「マウス」として読んだ例

次に挙げる用例3は、「啓」に「マウシテ」と付されているので「マウス」として読んだことが明らかである。用例4は、活用語尾の「サ」から、四段活用の「マウス」として読んだと判断できる。¹²

- 3 法師乃（シ）兄に啓シテ曰（ハ）ク、「此には法事無し、虚ク度ル可（カラ）不、願（ハク）は蜀（入）に遊（ヒ）て業（入）軽を受ケム焉」。
兄之（ニ）に従フ。（卷第一 96行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝）¹³
- 4 「於」時に下方の多宝世尊の所従の菩薩、名をば智積と曰フ、多宝佛に啓サク、（立本寺本妙法蓮華経 71頁上段5行目）

用例3の動詞「啓」字の主体は、「玄奘法師」で、対象は「玄奘法師の兄」である。なお、「玄奘法師の兄」は王族ではない。また、用例4の動詞「啓」字の主体は、「智積」で、対象は「多宝仏」である。なお、これらの動詞「啓」字は、たとえば用例3では、法師と兄とが直接会話をしている場面のように解されることから、口頭

によって行われた行為であろう。

(3) 「ケイス」として読んだ例

用例5は、動詞「啓」字に「ケイシテ」(ただし㊦種点の訓)とあることから、「ケイス」として読んだことが明らかで、用例6は活用語尾から「ケイス」として読んだと判断できる例である。さらに、用例7、8、9は、動詞「啓」字に声点が差されていることから、「ケイス」として、漢語動詞で読まれたことが分かる。先に示したように、動詞「啓」字を「マウス」として読んだ例があったことから、『興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝』という同一資料の中で、「ケイス」「マウス」と異なる動詞として読まれていることが分かる。

5 乃(シ) 兄に啓(シ)て曰(ハク)、(巻第一 88行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝)㊦(㊧反)

大慈恩寺三蔵法師伝

6 伏(シ) テ對(ヘ) テ驚キ慙ツ。啓セム處ヲ知(ヲ) 不。(巻

第一 370行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝)

7 冬十月(三) 中宮難ニ在(リ) テ三宝(ヲ) 帰依シテ、加(去

柘(平) ヲ垂(レタマヘ) ト請フ、法師啓(上) シテ曰(ハ) ク、(巻

第九 203行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝)

8 其(ノ) 月(フ) 一日ニ皇后、法師ニ納ノ袈裟一(ツ)。并(ヒ

ニ) 雜物等數(上) 十件(去) ヲ施ス、法師啓謝シテ曰(ハ) ク、「沙

門玄奘啓(上)ス。(巻第九 206行目 興福寺蔵大慈恩寺三蔵法師伝)
9 曲、終て王・子、聖人に啓(上)す。(巻第三 驃國樂 329行目 神田本白氏文集)¹⁴

「ケイス」と読んだ動詞「啓」字の対象を見ると、「玄奘の兄」(用例5)、「中宮」「皇后」(用例7・8)、「異国の王」「帝」(用例6・9)となる。これらの対象は、用例5の「玄奘の兄」を除き、「帝」「皇后」といった皇族である。皇族を対象とする動詞「啓」字は「ケイス」として読むという意識が働いていると考えられる。おそらく、このように漢語動詞で読んだ理由としては、加點時期である一〇〇年代初頭においては、「皇太子」や「皇后」を対象に取る漢語動詞「啓す」が、和文や古文書・古記録といった日本資料で広く使用されていたことが背景にあったからであろう。¹⁵

中国文献の動詞「啓」字が、「帝」を対象に取るときは、和文や古文書・古記録での「啓」の対象と異なるという事態が生じるので、そのときは、動詞「啓」字をどのように読むかという判断に迫られたのではなからうか。しかし、結局、対象が「帝」の場合についても、「皇太子」や「皇后」を対象に取る場合の読み方と区別せず、皇族を対象に取る動詞「啓」字は、全て「ケイス」と読むというこ

とにしたのではないだろうか。ただ、用例5で、㊦種点として、王族ではない「玄奘の兄」を対

象に取る動詞「啓」字を「ケイシテ」と漢語動詞で読んでいることが気になるが、ここで漢語動詞として読んでいる理由としては、㊦種点の加点時期がA種点（一〇七一年頃）に比べて、一〇〇年ほど時代が降るためであろうと考えている。『興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝』の加点のうち、㊦種点について、築島裕博士は、嘉応二年（一一七〇）、夕拝郎實守による書入れとする。動詞「啓」字を「マウス」と読んだ用例数が少ないことから、憶測の域を出ないが、時代が降ると、対象に関係なく「ケイス」と読んでしまうという訓読上の時代の変化が生じたのではないかというのが、現段階での筆者の考えである。

なお、用例の動詞「啓」字の意味が、口頭による行為なのか文章による行為なのかということについては、それぞれの文脈からは判断しがたい場合が多い。恐らく、文章による行為と口頭による行為と、両方が存したと思われる。次に示す用例10は、「ケイス」と読んだか「マウス」と読んだかということが、活用語尾からは分からない例であるが、「啓（上）ヲ進（リ）テ」とあるので、動詞「啓」字の意味としては、文章による行為を表すのであろう。

- 10 法師既ニ殊（平軽）沢（入軽）ヲ荷（ヒ）テ又啓（上）ヲ進（リ）テ謝シテ《進（リ）て啓（平）して》曰（ハ）ク、「沙門（一字書）玄奘啓（ス）」。〔巻第九 357行目 興福寺藏大慈恩寺三藏法師伝〕

動詞「啓」字の読みについていえば、本稿では用例を示していないが、用例10の他にも、訓点資料では、活用語尾から「マウス」か「ケイス」のどちらで読んだか、判断できない例がある。しかし、どの例の動詞「啓」字も、「帝」と「皇后」を対象とすることから、全て「ケイス」と読んだと考えられる。

四 『日本書紀』における動詞「啓」字の意味

七二〇年ごろ成立の『日本書紀』の動詞「啓」字には、「申し上げる」と「開く」という意味が見られた。¹⁷

(1) 「申し上げる」という意味の動詞「啓」字

a 「皇太子」「皇后」を対象とする動詞「啓」字

1 時丹波水上人、名氷香戸辺啓_二于皇太子活目尊_一曰（①） 292頁

4行目 崇神天皇

2 時穴門直之祖踐立津守連之祖田蒙見宿禰啓_二于皇后_一曰、神欲_レ居之地、必宜_レ奉_レ定。（①） 436頁1行目 神功皇后

1は、氷香戸辺が皇太子である活目尊に申し上げるとい内容である。2は、田蒙見宿禰が神功皇后に申し上げるとい内容である。

b 「皇太子」「皇后」ではない有力者を対象に取る例

3 漢彦乃具為啓^二於大伴大連^一、不^レ入^二刑類^一。(2) 218頁10行目
清寧天皇

4 啓^二大伴大連金村^一曰、夫海表諸蕃自^二胎中天皇、置^二内官家^一、
不^レ棄^二本土^一封^二其地^一、良有^レ以也。(2) 318頁1行目 繼体天皇

3は、漢彦が大伴大連室屋に申し上げるという内容である。大伴室屋は、皇族ではない。大連は、執政の最高権力者であり、自らの意向で清寧天皇の名代職を置くなど、強い権力を持っていた。このような事情で、動詞「啓」字を大伴大連にも使用したのではないだろうか。ただし、後に示している木簡の例のように、もともと、動詞「啓」字は、上位者に対して広く用いられていた。七五七年成立の養老律令では、「皇太子」と「皇后」に「啓」を使うと記されているが、このような公式令が定着するまでは、「皇太子」や「皇后」以外の上位者にも動詞「啓」字を使っていたと考えられる。なお、公式令で現存する最も古いのは、養老律令である。七〇一年成立の大宝律令については、原文が残存しないので、「啓」の対象について記載があったかどうかは不明である。なお、鷲見氏は、日本書紀の「啓」について、天皇に「啓」が使用されていないという点で、唐的な「啓」の特徴を指摘されている。

4は、任那王己能末多が大伴大連金村に「申し上げる」という内容である。大伴大連金村も、皇族ではないが、大連という地位にあって、繼体天皇を即位させ、百済に任那を割譲するなど、絶大な権力を握っていた。この時、安閑天皇の皇位を継ぐ直系の皇太子は存していなかった。このように、天皇に次ぐ権力者ということで、動詞「啓」字を使ったのであろう。もともと、動詞「啓」字は、上位者に広く使っていたが、七二〇年頃成立したとされる『日本書紀』においては、「皇太子」「皇后」とそれに次ぐ権力者に限られており、動詞「啓」字の使用法に、公式令との関りを見ることができ。また、『日本書紀』には、「帝」を対象とする動詞「啓」字は見られない。この点は、中国文献の動詞「啓」字と異なる。むしろ、『日本書紀』の動詞「啓」字の意味は、日本の公式令の使用法に近いと言えよう。

(2) 「開く」という意味の動詞「啓」字

『日本書紀』では、動詞「啓」字を「開く」という意味でも使用している。

- 1 詔曰、昔我皇祖大啓^二鴻基^一、其後聖業途高、王風転盛。(1) 270頁7行目 崇神天皇
- 2 乃謂^二孫枕流王^一曰、今我所^レ通每東貴国是天所^レ啓。(1) 462頁2行目 神功皇后

1は、昔、皇祖が啓示によって事業の大きな基礎を開いたという内容である。2は、天が国を開いたという内容である。

今まで述べてきたように、『日本書紀』の動詞「啓」字には、「申し上げる」と「開く」の意味があり、「申し上げる」には、「皇太子」や「皇后」を対象に取る例が多いが、「皇太子」と「皇后」に匹敵するような権力を有する上位者を対象に取る例も散見される。『日本書紀』の動詞「啓」字に見られるこのような特徴は、わが国の動詞「啓」字の使用法における、過渡的状況を示しているのではなからうか。すなわち、わが国の動詞「啓」字は、中国文献の動詞「啓」字を受容したものはあるが、日本においては、公式令にあるように後に対象を限定して使われるようになる。『日本書紀』の動詞「啓」字は、公式令の運用が定着するまでの姿を呈していると考えるのである。

なお、『日本書紀』の動詞「啓」字を、当初、どのように読んだかという点については、不明である。時代は下るが、『日本書紀』の訓点資料では、岩崎本、図書寮本、前田本、吉田本、天理本¹⁸いずれも、動詞「啓」字を「マウス」と読んでいる。このような訓読の状況から、『日本書紀』成立当時も、「マウス」と読み、漢語動詞では読まれなかったと考える。

五 古文書や古記録における動詞「啓」字の意味

ここでは、上代から中古にかけての古記録や古文書に見られる動詞「啓」字の意味について、見ていくこととする。

(1) 「申し上げる」という意味の動詞「啓」字

a 「皇太子」と「皇后」ではない有力者を対象に取る例

上代の資料には、「皇太子」や「皇后」を対象にしない「啓」が、認められる。

1は、石川県加茂遺跡（七世紀～一〇世紀）の木簡にみられる「謹啓」の例である。この木簡は、新しい時期の西側溝肩部より出土したもので、溝の埋没時期は十世紀初頭と推定されている。

1 謹啓 文部安□／献上人給雑魚十五隻「奉カ」／□□消息後日
参向而語□／无札状具注以解 七月十日 □□造□王 146×334×
33×5 011

この「謹啓」について、『木簡研究¹⁹』によれば、「啓は、公式令に春宮坊あるいは中宮職か皇太子や三后に上申する時の文書の様式として規定されているが、実際にはそのような啓とは異なる官司や個

人の上申文書としての啓も多く見られ、この木簡もこのような範疇の中で考えるべきものであろう」とされる。

正倉院文書にも、「皇太子」や「皇后」を対象にしない「啓」が認められる。次の例は、『大日本古文書』（第25巻344頁）に天平宝字年中の文書として掲載されているものである。

2 謹啓 消息事

一、法華経者、以当月廿三日始可奉

一、先日宜注文選、慇懃欲画（書力）中人侍、紙食料筆黒（墨

力）等備欲求請

（中略）

一、 経師闕所尾張足人預欲仕奉申

（中略）

想心雖万端、不能書具載、伏乞部不消息、逸曲投一對、死罪頓

首謹言 四月廿日下愚秦家主上 道守執下

東野（一九七七）²⁰によれば、「この「啓」の差出人である秦家主は、天平十八年頃から造東大寺司写経所に出仕した経師であった」とされ、また、「この啓はほぼその直前、勝宝末年から宝字初年のものと推定できる」とされる。「文面によると道守君麻呂は、家主にかねてより「注文選」を書写すべき人物を求めよう指示していたら

しく、家主はこれに答えて、注文選を書写する人物が見つかったので、紙・食料・筆・墨などを準備されたいと書き送ったのである」とされる。このように、この「啓」木簡は、秦家主が道守に送ったもので、対象は「皇太子」「皇后」とは無関係である。なお、「謹啓」が熟語として音読されたか、「謹しみ啓す」のように訓読みされたかは、定かではない。

3 丹波守朝臣送書状云、久不温言、明日夕參啓如何、吳公不違歟者。（小右記 3巻30頁 長和元年六月一日）

4 匡衡送書状云、一日少々之事始之由執啓、其事已符合、參啓具由、且蒙処分者。（小右記 3巻41頁 長和元年六月二十四日）

5 節会行幸及元三日内行幸用鳳輿、而所司不存前例、鎮供鳳輿、又無事啓、或相府仰可供鳳輿之由云々。（小右記 3巻222頁 長和三年五月十日）

6 今有恩問、名称万歳、況於宣義、万死々々、望窺縦容、被上啓、幸甚々々、宣義一生恥者、压臥顛倒之屋底、宣義一生之幸者、待得嚴信之責、以之消恥、生而不恨、宣義誠恐謹啓、年月一上啓。（小右記 4巻212頁 寛仁一年八月三日）

7 中納言參入、徒取案内、被重惱者、承驚由以近習人可啓達之事、以書状示遣、（小右記 8巻160頁 長元二年九月十二日）

3は、丹波守朝臣（大江匡衡）が藤原実資に手紙を送り、明日夕刻参上して申し上げたいと伝えたという内容である。4も、3に同じく、丹波守朝臣が藤原実資に手紙を送り、会って申し上げたい旨を伝えている内容である。5は、実資が、行幸に鳳輿を使うかどうかについて、道長に申し上げる内容である。6は、博士宣義が道長に宛てて出した上啓書である。大風のために家の下敷きになり、九死に一生を得た宣義が、道長の恩によるものだという趣旨の手紙を道長に送ったのである。

このように、木簡や古文書、古記録にも、『日本書紀』と同じように、「皇太子」と「皇后」ではない有力者を対象に取る例が存する。これらの「啓」は、公式令に沿わないという点は、鷲見氏のいう「礼の世界の啓」に当たるともいえようか。なお、もともと『日本書紀』にある皇族以外の有力者に使われた「啓」と、平安時代の古記録等に使われる皇族以外の有力者に使われた「啓」との関係については不明である。鷲見氏のいう「礼の世界の「啓」」に従うなら、上代・中古をとおして、「礼の世界の「啓」」が存在し続けたとも考えられる。現段階では、用例も少なく、推測の域を出ない。

なお、有力者を対象に取るこのような「啓」は、「参啓」「上啓」「事啓」「執啓」「啓達」のような二字形式になる傾向にあるようである。用例8は、「殿御前」とあるように、「皇太子」「皇后」ではない人が対象である。この例では、「漏啓（モラシケイセラレン）」とあり、

二字漢語ではなく、和語と漢語の組み合わせになっている。二字形式であることと、対象が「皇太子」「皇后」ではないことの因果関係については不明であるが、公式令のような公的な「啓」は、作法が定まっており、「啓す」だけで表現できるが、礼の世界の「啓」は、さまざまな方法で「啓す」という行為が行われたために二字形式になることが多いのであろうかと考えている。

8 スベカクワクワヨヒマドク、コセンモラシケイセラレン
須 躡容之 殿御前 洩 啓 被（9行目 和泉往来²¹）

b 「皇太子」「皇后」を対象とする動詞「啓」字

上代の木簡にみられる「啓」は、公式令と関わる「啓」の可能性のある木簡も存するものの、多くは、役人同士が事務連絡に使った木簡の中の「啓」である。上代の木簡の具体的な成立時期は不明な物が多いが公式令成立後間もない頃と想定される。したがって対象を定めた公式令がまだ定着していない段階であると考えられる。なお、鷲見氏は、この「啓」を、礼の世界の「啓」に分類される。

「皇太子」や「皇后」を対象とする「啓」が多くみられるようになるのは、次に示すように中古以後に成立した古記録の中においてである。

1 于時有人大御門・大納言主・左兵衛督及□□位以上十余人、奏

大内了亦參東宮令啓。(貞信公記 延喜七年正月九日)

2 此間左大臣以下參入、以余被啓、公卿拝礼間、皇后理髮、白御衣白簪着給白御装束、着給倚子云々(小右記 1巻21頁 天元五年三月十一日)

1は、藤原時平をはじめ大納言藤原国経等の公卿が、女御藤原穩子の叙位の慶賀を東宮に申し上げるという内容である。2は、藤原遵子を皇后に立てる儀式の場で、藤原実資が皇后に寿きを申し述べたという内容である。

なお、「申し上げる」方法としては、口頭により、「皇太子」や「皇后」の面前で公卿から伝えられたと考えられる。

これらの古記録で、「皇太子」や「皇后」を対象に取る動詞「啓」字をどのように読んだかということについては、動詞「啓」字の読みが確実に分かる例が管見に入っていないので不明である。ただ、同時代に、「皇太子」と「皇后」を対象に取り、「申し上げる」という意味の漢語動詞「啓す」が、後述するように『源氏物語』のような和文に多く使われていることや、「申し上げる」という意味の動詞「啓」字が訓点資料において漢語読みされていることから、おそらく、これらの動詞「啓」字も、「ケイス」と音読されたものと考えられる。

(2)「開く」という意味

古記録や古文書には、用例数は少ないが、「開く」という意味の動詞「啓」字も見られる。

1 勘解由長官云、高麗国啓牒有使辱日本国之句。(小右記 1巻35頁 長徳三年六月十二日)

2 余及宰相中将列立南庭、次寄御輿、啓横鈴等持候。(小右記 1巻44頁 長徳三年十一月十八日)

1は、高麗国の牒を開くと、日本国を辱める句が書いてあるという内容である。2は、藤原実資らが、櫃を開いて鈴を持つという内容である。

六 『源氏物語』の「啓す」

本節では、『源氏物語』の「啓す」の意味について検討する。²²

(ア)「皇后」を対象とする例

1 「たゞ人にならせ給にたりとて、かれよりもきこえさせ給はぬにこそは、心うかなれ。いま、おほ宮の御まへにて、うらみきこえさせ給とけいせん」との給。(蜻蛉 1968頁6行目)

(イ)「皇太子」を対象とする例

2 あけはつるほどにかへり給ひて、春宮にも御せうそこきこえ給。

わう命婦を御かはりにてさぶらはせ給へば、その御つほねに「(途中略す)よろづをしはかりてけいしたまへ。」(途中略す)さくらのちりすきたるえだにつけ給へり。「かくなむ」と御らんぜさすれば、おさなき御心ちにもまめだちておはします。「御返いかゝものし給らむ」とけいすれば、「(途中略す)といへかし」とのたまはず。(須磨 410頁4行目)

用例に掲げたように、『源氏物語』では「啓す」の意味は全て「申し上げる」という意味で、対象は「皇后」と「皇太子」に限られており、公式令の内容に合っている。

また、「啓す」という行為の方法が、口頭であるか文書であるかという点については、用例1では、「おほ宮の御まへにて、うらみきこえさせ給と」とあることから、口頭により「啓す」という行為がなされたと見られる。これに対して、用例2では、「さくらのちりすきたるえだにつけ給へり」とあることから、文書による行為であると見られる。また、同じ用例2にある後の「啓す」は、「御返いかゝものし給らむ」とあるので、口頭による行為と見られる。このような状況を見ると、『源氏物語』の「啓す」は、口頭による方

法と文書による方法とがあらたたと考えられる。

七 日本公式令と中国公式令

今まで述べてきたように、日本の公式令である養老律令には、「啓式三后亦准此式 春宮坊啓」(第二十一 公式令)とあるように、動詞「啓」字の対象を「皇太子」と「皇后」にする。また、「奏事式 太政官謹奏」(第二十一 公式令)とあり、動詞「奏」字の対象を「天皇」とする。なお、養老律令に先立つ大宝律令については残存していないため、「啓」の対象に関する記述があったか否かについては不明である。

また、養老律令の注釈書である『令集解』や『令義解』でも、「啓式 三后亦准此式 春宮坊啓。奉令依啓。若不依啓者。即云。令处分云々。」などとあり、「啓」の対象を「皇太子」と「皇后」としている。この「啓」から、「啓す」という語が生まれたと推測される。

さて、動詞「啓」字の中国からの受容について考えるうえで、この日本の公式令に見られる動詞「啓」字についての内容が、唐令の内容を踏襲したものか、日本独自の内容なのかということを検討する必要がある。しかしながら、唐令については散逸しているため、その内容を直接知ることはできない。したがって、いまのところ、唐式令の逸文について研究された仁井田陞博士著述の『唐令拾遺』²⁴に基づいて考察する。

『唐令拾遺』によれば、「開元二十五年令」に「依公式令、三后及皇太子行令」とあり、「唐名例律卷六乘輿車駕條疏議」「宋刑統名例律卷六同上」にも「依公式令 三后及皇太子行令」とあるとされる。

仁井田博士は、また、このことについて、「右にいふ公式令は、日本公式令皇太子令旨式條に對應する唐令を指すものと思ふが、他に逸文は見當らない。」と記される。『唐令拾遺』の中で、「皇太子」「皇后」に関して、日本の公式令と重なるのは、先の内容だけで、動詞「啓」字の対象に関する内容は見られない。唐令の多くが未だ散逸している状況から、『唐令拾遺』の記述だけから、養老律令の動詞「啓」字の記述が、日本特有であることは断定できないが、いまのところ、中国の公式令に「啓」の対象に関する記述があったという証拠は見当たらない。

日本においては、養老律令以後、動詞「啓」字の対象は、「皇太子」と「皇后」に限られていく。この状況を考えると、もし、中国の公式令に動詞「啓」字を「皇太子」と「皇后」に限るという記述があったとすれば、その後に成立した中国文献では、動詞「啓」字の対象を「皇太子」と「皇后」に限る傾向が生じると考えられる。そこで、後晋時代に編まれた『旧唐書』と北宋時代に編まれた『新唐書』を対象に、動詞「啓」字の対象を検索したところ、「開く」という意味の動詞「啓」字が8例見出せたが、「申し上げる」という意味の動詞「啓」字を見出すことはできなかった。これに対して「帝」を

対象に取る動詞「奏」字の用例数は、『旧唐書』だけでも三千例を越えた。この状況から、中国においては、「皇太子」と「皇后」を対象に取る動詞「啓」字は、唐令発布後において、日本のように「皇太子」と「皇后」を対象に取る動詞「啓」字の使用例が増加するという現象は見られない。

よって、唐令において、動詞「啓」字を「皇太子」と「皇后」に限定するという条項が存したとすることは難しいのではないかと考える。

八 漢語動詞「啓す」の成立過程

最後に、今までの考察を踏まえて漢語動詞「啓す」の成立過程についてまとめる。

漢語動詞が生まれる一つの可能性として、漢文の訓読が影響するという考え方が想定できようかと思う。たとえば、漢語動詞「啓す」の場合は、中国文献の動詞「啓」字が、訓点資料で中国文献の動詞「啓」字を漢語動詞「啓す」と読むことによつて、「啓す」が語として定着し、漢語動詞「啓す」が生まれたという考え方である。しかし、今までの検討によれば、漢文訓読によつて漢語動詞「啓す」が成立したとは考えにくい。その理由の一つに、『史記』『漢書』『文選』といった中国文献に、「申し上げる」という意味の動詞「啓」字が

ほとんど用いられていないことが挙げられる。さらに、中国文献の動詞「啓」字の意味と漢語動詞「啓す」の意味が完全には一致しない点も、その理由として挙げられる。中国の動詞「啓」字は、日本の動詞「啓」字とは違い「皇太子」と「皇后」以外も対象に取っている。また、『文選』に見られるように、中国の動詞「啓」字の意味は、「啓」という文書の一形式によって伝えられるという、限定的な意味を表しているだけである。これに対して、『源氏物語』に使用される漢語動詞「啓す」は、公式令の動詞「啓」字の記述内容と合致し、対象に「申し上げる」方法も文章の他に口頭による方法も存する。

小論の筆者は、漢語動詞「啓す」の成立過程について、次のように考える。

結論を先に言えば、漢語動詞「啓す」は、中国文献の動詞「啓」字の意味に基づきながらも、日本独自の用法も加えられ成立したと考える。動詞「啓」字は、上代においては、「皇太子」や「皇后」に限定して使われてはいなかった。それが、「皇太子」や「皇后」に限定していくのは、公式令の普及という要因があるのであろう。そして「皇太子」や「皇后」に対象を限定する用法は、日本独自のものであったと、推測される。

公式令の普及により、対象として「皇太子」や「皇后」を取る「啓」が公的になり、「ケイス」という語が生まれた。対象が貴人として、

「皇后」や「皇太子」に限定されなかった「啓」は、「マウス」の読みでよかったが、対象が皇太子や皇后に限定され、法律的な要素が加わるようになると、「申」などの、同じく「マウス」と読まれてきた語とは、読みのうえでも区別する必要が生じ、「ケイス」という漢語動詞が生まれたのではなかったか。『日本書紀』の「啓」は和語動詞で読まれ、公式令が普及する前段階の状況を呈しているのではなからうか。

このような動詞「啓」字の中国文献からの受容と、その後の日本における独自の用法の発生に、漢語の和語化の一つの姿を見ることができると考える。

漢語動詞「啓す」は、中国文献から漢字漢語を受容しながらも律令制を整えるという日本側の事情に応じて、意味を和語化させることによって成立した。意味を限定化させることができるという漢語の特性を活かすことによって、天皇や皇太子、三后を対象とし得る和語動詞「申す」の意味的特徴とも関わりながら、日本語表現を重厚かつ明瞭にしてきた事例の一つとして、漢語動詞「啓す」の成立を位置づけることができるのである。

注

1 「啓す」の意味としては、『日本国語大辞典(第二版)』(小学館)で、「皇太子や三后に申し上げる。言上する」のように説明される。他の国語辞

- 典の説明も、この説明と同じである。本稿では、この辞書的意味を、「申し上げる」という表現で表す。なお、「啓す」の対象が、院を取る例については、拙稿で論じたことがある。「宇津保物語」における「奏す」「啓す」の特殊用法(2)——「奏す」「啓す」「申す」の意味的關係——(『広島女学院大学国語国文学誌』第43号 二〇一三年)
- 2 拙稿「漢語動詞「奏す」成立考——漢語動詞形成漢字「奏」の意味変化——」(『広島女学院大学人文学部紀要』第3号 二〇一三年)
- 3 「書は、文集。文選。新賦。史記。五帝本紀。願文。表。博士の申文。」(『枕草子』日本古典文学大系 249頁)とある。上代文学と『文選』の關係については、夙に『上代日本文学与中国文学』(小島憲之 塙書房 昭和37年初版)がある。
- 4 本文は、『新釈漢文大系』(明治書院 一九七三—二〇一四年)による。本文は、『和刻本正史3・4』(汲古書院 一九七三年)による。
- 5 本文は、『新釈漢文大系』(明治書院 一九六三—二〇〇一年)による。
- 6 『猿投神社藏正安本文選(四)』(小林芳規 『訓点語と訓点資料』第21輯 一九六二年)による。
- 7 『新釈漢文大系 文選 文章篇中』(66頁)の注によれば、「啓」は文体の名で、上奏文の一種。徐師曾の『文体明弁』奏疏に、「四曰、啓、啓者、開也」とあって、自分の意見を開陳する意であり、上代は天子に己の意見を上書する名目で用いられた」とある。
- 8 『新釈漢文大系 文選 文章篇中』(66頁)の注によれば、「啓」は文体の名で、上奏文の一種。徐師曾の『文体明弁』奏疏に、「四曰、啓、啓者、開也」とあって、自分の意見を開陳する意であり、上代は天子に己の意見を上書する名目で用いられた」とある。
- 9 鷲見涼太「啓に関する基礎的考察——七八世紀における受容と展開」(『史学雑誌』史学會編 137巻10号 二〇一二年)
- 10 訓点資料の「啓す」の用例の収集は、後掲する著書に収められた語彙索引や「訓点語と訓点資料」を通覧するという方法をとった。その結果、『大慈恩寺三蔵法師伝』『白氏文集』『釈摩訶衍論』『不空羼索神呪心経』『法華文句』『妙法蓮華経』に動詞「啓」字の例が見られた。ただし、「ヒラク」
- として読まれた例や、活用語尾から「マウス」として読んだ例が「ケイス」として読んだ例かということが判断できない例については、用例から外した。
- 11 『興福寺本大慈恩寺三蔵法師傳古點の国語学的研究』(築島裕 東京大学出版会 一九六五—一九六七年)による。永久四年(一一一六年)加點。「色葉字類抄」では、「啓」に対して、次のように「ヒラク」「マウス」という読みが挙げられている。
- 12 「ツク」(ツ辞中50・4)、「ノフ」(辞中120・3)、「マウス」(マ辞中185・8)、「ヒラク」(ヒ辞下191・5)、「ヒサマツク」(ヒ事下186・3)『観智院本類聚名義抄』にも、「マウス」「ヒラク」「カムカフ」「ヒザマツク」の訓が挙げられている。(佛中 四〇)
- 13 「立本寺本妙法蓮華経古点」(門前正彦 訓点語と訓点資料別刊第四 一九六八年)による。
- 14 『神田本白氏文集の研究』(太田次男 小林芳規著 勉誠社 一九八二年)による。
- 15 養老律令には、「啓式 三后亦准此式 春宮坊啓」とある。天平宝字元年(七五七年)成立。
- 16 『興福寺本大慈恩寺三蔵法師傳古點の国語学的研究』(23頁 築島裕)
- 17 『日本書紀』の用例検索は、『日本書紀総索引 漢字語彙篇「3版」(中村啓信編 角川書店 一九七八年)を使って行い、本文は、『新編日本古典文学全集』(小島憲之他校注・訳 小学館 一九九四—一九九八年)によった。①②③は、『新編日本古典文学全集』の『日本書紀』①②③という書名に対応する。
- 18 以下の図書により、動詞「啓」字の読みを確かめた。『岩崎本日本書紀国宝』(京都国立博物館編 勉誠出版 二〇一三年) / 『尊経閣文庫日本書紀 本文 訓点総索引』(石塚晴通編 二〇〇七年) / 『日本書紀 圖

- 書寮本』／（石塚晴通著 美季出版 一九八〇年―八四年）／『国宝吉田本日本書紀』（京都国立博物館編 勉誠出版 二〇一四年）／『日本書紀 乾元本』（天理大学附属天理図書館編集 二〇一五年）
- 19 『木簡研究』（第18号 139頁 一九九六年 森田喜久男）
- 20 『正倉院文書と木簡の研究』（東野治之 一九七七年 208頁―209頁 埴書房）
- 21 『西南院藏 和泉往来』（遠藤嘉基 『訓点語と訓点資料』 第17輯 一九六一年）による。
- 22 『源氏物語』における用例の検索は、『源氏物語大成』（池田亀鑑編著 中央公論社 一九五三年）を使用した。本文は『源氏物語大成』校異篇によった。句読点 濁点、会話文の鉤括弧は私に適宜施した。なお、『源氏物語』諸本の「啓」はすべて平仮名書きである。「啓」を当てた表記は、管見に入るかぎり、北村季吟『源氏物語湖月鈔』までくだるかと思われる。
- 23 『新訂増補 国史大系22 律 令義解』『新訂増補 国史大系 令集解 後編』による。
- 24 「唐令拾遺」（仁井田陞 『東京大学出版會』復刻版第4刷 一九九八年）
- 25 検索は漢籍電子文献資料庫によった。https://hanchi.jp.sinica.edu.tw/ijp/hanji.htm

【付記】

本稿は、広島大学国語国文学会平成29年度研究集会での発表に基づき執筆した。研究集会では、多くの先生方から有益なご意見を頂戴した。ここに、心より深謝申し上げる。また、稿を成すにあたり、丁寧な査読をしてくださった先生方をはじめ、このたびの論文発行に関わったすべての方々にご心より御礼申し上げます。